公益財団法人全日本柔道連盟

2023 年度 事業計画

I. 事業の概要

本連盟は、わが国における柔道競技界を統轄し代表する団体として、嘉納治五郎師範によって創設された柔道(以下、単に「柔道」という。)の普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とすることを定款第3条で定め、定款第4条ではこの目的を達成するために実施する事業を定めている。

各事業の本年度の概要は以下の通りであり、具体的な事業については、各専門委員会及び特別委員会が中長期基本計画に基づいて策定し、加盟団体、事務局及び関係団体等と連携して取り組んでいく。

(1) 柔道に関する競技者および指導者の育成事業

- ①競技者の育成事業については、5月にカタールで開催される世界柔道選手権大会に日本代表選手が万全の態勢で臨める体制を整え、翌年に迫った第33回オリンピック競技大会(2024/パリ)を現強化体制の最大目標として強化事業に取り組んでいく。また、次世代選手の育成においては、少年柔道競技人口の拡大、青少年のタレント発掘から強化選手へつながる一貫指導体制の充実を図るべく、各専門委員会、全国少年柔道協議会、および都道府県柔道連盟(協会)が連携して各種普及・育成事業に取り組んでいく。
- ②指導者の育成事業については、各種指導者講習会の開催、指導者の認定、講習内容の検討等を行い、指導者の養成を図っていく。また、2024年度から資格区分の見直し等、指導者資格制度を改正することとしており、その準備を進めていく。

(2) 柔道に関する競技会および講習会の開催事業

- ①競技会の開催においては、国際大会であるグランドスラム東京を始め、日本代表選手選考を兼ねたトップアスリートの大会から、普及振興を目的とした大会まで各レベル・年代に応じた19の全国大会を主催または主管し、競技人口の拡大、強化・育成および国民の柔道への理解を深めていく。
- ②講習会の開催については、先に述べた指導者の養成に関する講習会の他、審判員の育成に関する 講習会を開催し、審判員数の拡大、技能向上に努めるとともにオリンピックや世界選手権大会で 活躍する国際審判員を養成していく。
- ③本連盟役職員や加盟団体役職者を対象としたコンプライアンス研修、強化選手を対象としたアンチ・ドーピング研修等も開催し、柔道界一丸となってフェアプレーの実践に努めていく。

(3) 柔道用具の公認及び認定事業

本連盟では、柔道畳の公認制度および柔道衣の認証制度を設けており、試合における公正性と安全 を確保することに努めている。主催大会においては公認畳を使用するものとし、試合者は認証柔道 衣を着用するものとしている。製造業者から申請のあった畳および柔道衣については外部機関に おいて本連盟が定めた規格・基準を満たしているか検査して、畳の公認および柔道衣の認証を行っていく。

(4) 柔道に関する国際交流及び国際貢献事業

- ①国際交流事業として、本連盟強化委員会が選手団を派遣しない国際大会へ参加を希望する団体を募集し、国際交流の一環として国際大会への参加を斡旋する。また、海外各国の柔道連盟から日本への選手派遣の要望があれば練習場所の調整を行う。以上の派遣や受け入れを通して、国際柔道連盟(IJF)、アジア柔道連盟(JUA)、東アジア柔道連盟(EAJF)及び海外各国の柔道連盟との連携を深め、良好な関係を構築しながら情報収集や意見交換を行っていく。
- ②国際貢献事業としては、アジア各国を中心に大学生を派遣する学生ボランティア海外派遣事業、 途上国へのリサイクル柔道衣及び畳の供与事業を行い、世界各国における柔道の普及、発展に努 めていく。

(5) その他本連盟の目的を達成するための事業

- ①選択肢や価値観が多様化する現代社会において、あらためて柔道の持つ価値、魅力を見つめ直 し、柔道のブランドを定義、確立していくことが重要である。ブランディング戦略推進特別委員 会が中心となって各専門委員会と連携しながら、競技の魅力を戦略的に発信していくことで競 技人口やファンの増加を目指す。
- ②登録人口の拡大に向けた普及促進の2つの方向性として、間口の拡張と奥行きの伸張を目指す。 間口の拡張としては柔道未経験者から、中間層、シニア層まで全ての年代層を対象とし、奥行き の伸張としては各年代層に、柔道に触れる切っ掛けとなる入口、日々の活動となる日常化、目標 となるイベントを開発、提供することで柔道の普及促進事業を展開していく。
- ③現代社会に求められるダイバーシティに対応すべく、「柔道における女性の活躍プラン」に基づく女性役員の登用促進及び女性活躍推進に関する取り組み、様々な障がいを持つ方々も柔道に 携われる体制の整備・強化等も行っていく。

Ⅱ. 専門委員会等の事業計画

1. 総務委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 4回(5月、9月、11月、2月)
- (2) 企画関係事業

理事会や常務理事会に提案される下記の事項について、事務局が作成した原案を本委員会が事前 審議し、必要があれば内容の補足や修正を加え、資料の正確性や精度を高める。

- ・前年度事業報告および次年度事業計画
- ・規程類の改正(ただし、他の委員会が所管する規程類を除く)
- ・ガバナンスコード遵守状況
- ・その他、必要と認める事項
- (3)登録関連事業

事務局が作成した登録規程改正案、登録制度の見直しについて検討し、理事会へ付議する。より登録しやすい制度を構築することで、登録会員の増加及び本連盟や各都道府県連盟(協会)における登録事務の負担軽減を促進する。

(4) 予算及び決算、その他財務に関する事業

事務局が作成した 2023 年度予算書及び 2022 年度決算書を確認し、理事会へ付議する。予算執行 についても適正な執行がなされているか状況確認を行う。

2. 大会事業委員会

- (1)会議の開催
 - ①大会事業委員会 オンライン5回(5月、7月、9月、12月、2月)
 - ②委員長・副委員長会議 オンライン3回(4月、9月、1月)
- (2) 国内大会運営規程改正

「大会運営ガイドブック 2021」および「大会係員競技資料作成のためのガイドライン」をもとに「国内大会運営規程」の改正を行う。ガイドブックについては、動画資料などを取り入れさらに充実したものに更新する。

(3) 国際大会の運営

日本国内で下記 2 大会を行うことにより国際柔道連盟等の規則に則った競技運営に精通した人材を育成する。

- ①グランドスラム東京(12/2~3)
- ②日本ベテランズ国際柔道大会(未定)
- (4) 国内主催大会の運営

「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大会を成功させると共に、国内における 大会の大会運営基準を統一化する

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会(4/1~2)
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会(4/23)
- ③全日本柔道選手権大会(4/29)
- ④全国少年柔道大会(5/4~5)
- ⑤全日本柔道形競技大会(6/10)
- ⑥全日本少年少女武道(柔道)錬成大会(7/30)
- ⑦全国高等学校定時制通信制柔道大会(8/6)
- ⑧全国高等学校柔道大会(8/8~12)
- ⑨全国中学校柔道大会 (8/17~20)
- ⑩全日本小学生育成プロジェクト (8/26)
- ⑪全日本ジュニア柔道体重別選手権大会 (9/9~10)
- ⑫マルちゃん杯全日本少年柔道大会 (9/17)
- [3]国民体育大会柔道競技(10/14~16)
- ⑭講道館杯全日本柔道体重別選手権大会(11/4~5)
- ⑤文武両道杯全国高校柔道大会(12/17)
- ⑯全日本シニア体重別選手権大会(2/24~25)
- ①全国高等学校柔道選手権大会 (3/19~20)
- ⑱柔道マガジン杯全国中学生柔道大会(3/23~24)
- (19日本ベテランズ国際柔道大会(未定)

3. 広報マーケティング委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン (対面) 2回 (5月、10月)
 - ②広報部会 オンライン (対面) 4回 (4月、7月、10月、1月)
 - ③メディア柔道教室 対面1回(4月)
 - ④メディア勉強会 対面 (オンライン) 1回 (4月)
 - ⑤メディア懇親会 対面1回(12月)
- (2) マーケティング

東京オリンピック終了後の補助金・助成金の減額、既存スポンサーの協賛金減少、特別賛助会員の 剥落等の減収を補填すべく、新たな収入源を探索し、財務安定化に資する。

- (3) データ蓄積・開示
 - ①連盟運営の基盤となるデータベースを拡充する。
 - ②情報発信の一環として情報を開示する。
 - ③大会運営の省力化にも資するアプリケーションを開発する。
- (4)「まいんど」発行等

「まいんど」電子媒体での発信を進め、過去記事の利活用を可能にし、速報性と情報蓄積を兼ね備えた媒体となることを志向する。

(5)情報発信

柔道に関する情報を発信することにより、

- ①競技者、指導者等の積極的に活動している層に必要または有益な情報を届ける。
- ②かつて積極的に活動していたが現在は活動していない層に興味を引く情報を届け、柔道への関心を維持させる。
- ③活動したことはないが柔道を愛好している層に興味を引く情報を届け、柔道の関心を維持させる。
- ④柔道に無関心であった層に柔道への関心を喚起させる。

以上により、柔道界の基盤を拡充するとともに、マーケティングへ好影響を与える。

4. 教育普及・MIND委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 4回(5月、9月、12月、2月)
 - ②教育普及部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
 - ③柔道MINDプロジェクト部会 対面1回、オンライン4回(4月、7月、9月、11月、1月)
 - ④形部会 対面 3 回 (6 月、9 月、2 月)、小部会 3 回 (7 月、10 月、3 月)
 - ⑤視覚障がい者・ろう者柔道連携部会 オンライン 4回(4月、7月、11月、1月)
 - ⑥知的障がい者柔道振興部会 オンライン 9回 (ワーキンググループ (WG) 含む)

(2) 視察

教育普及・MIND委員会に係る事業、大会、合宿を視察し、教育普及・MINDにおける問題点、 課題を見出し、本委員会(各部会)の各事業に反映させる。また、本委員会・部会で作成・監修し た柔道指導用教育教材や指導方法について他の委員会の事業で紹介して戴くなどの積極的な施策 展開を図る。

(3) 柔道教室への講師派遣(教育普及部会)

都道府県が実施する柔道教室において、柔道の正しい普及のために、指導のあり方を現地指導者と 共に考え、知識、技術の共有化を図るとともに、基本から応用まで参加者の技能レベルに応じた技 術講習のため、講師を派遣する。

(4) 派遣講師研修会(教育普及部会)

都道府県、日本武道館等の講習会に派遣される講師を対象に、各講師の経験、抱える問題点、効果的な指導方法などについて、意見交換を行い、知識と意識を共有、柔道の基本、正しい指導・普及の共通理解を得て相互のレベルアップを図ることを目的とする。

(5) イベント事業(教育普及部会)

国民体育大会におけるイベント事業において選手と来場者との交流の場を設け、世界選手権大会等で活躍する選手を身近に感じてもらい、柔道に親しみを持ってもらう。併せて参加者アンケート等に教育的なエッセンスを採り入れる。

(6) 柔道教育現場・海外の実態調査(教育普及部会)

海外の柔道教育普及における各国の問題点、普及施策、教育ツール、イベント等の情報を調査し各国の教育普及部門と連携を図ることにより、柔道普及に対する問題点、教育普及施策の情報交換を行い、我が国の教育普及に生かす。

Web・リモートを活用しての情報・ツール等共有を図り、報告書の作成、「まいんど」での海外情報の提供をすることによりその成果を検証する。

(7) ホームページ充実・発展・活用(柔道MINDプロジェクト部会)

本部会の事業で得た結果を生かし、ホームページを活用して柔道 MIND プロジェクト・柔道 for ALL の啓発を試みる。柔道の新しい価値観、美意識の構築をめざし勝利至上主義に対しての問題提起を図る。

(8) MIND賞(柔道MINDプロジェクト部会)

各都道府県からの推薦を通して柔道MINDプロジェクトの趣旨に則った選考基準・選考方法によって選考する。

MIND賞の選考、表彰を通して各加盟団体、都道府県連盟(協会)において柔道MINDの啓発を促す。大会視察を行い、各都道府県での選考についてなど、情報共有を行うとともに大会期間中で

のMIND賞の表彰を目指す。

(9) 都道府県形講習会(形部会)

中・高校生を含む形の競技者・指導者・審査員の普及・育成のために、乱取の形(投、固)を主と して形講習会を開催する。

(10) 国際形派遣(世界形・アジア形・個別分散合宿)(形部会)

毎年行われる世界形選手権大会へ選手団(監督、代表組3組)、アジア形選手権大会へ役員1名を派遣する。

また、世界形代表組決定後、講師を選手の練習先へ派遣し、個別分散合宿を行う。当該連盟と連携して、中高大学生等への普及としてこの合宿への参加、見学等を可能にする。

(11) 形合宿(形部会)

年に1回、形合宿を行う。全日本形競技大会で選出された強化 A・B・指定組が対象で、強化 A 組の交通費・宿泊費等は部会負担とする。その他普及のため、指導者・選手・審査員も認める。参加希望者を全国から募り、形部会委員による形の指導を行う。

(12) 形審査員試験・研修会(試験/研修会年1回およびオンライン研修会)(形部会)

①試験

国内の形審査員資格を取得するための試験で、全日本形競技大会で採用している 7 種目(投・固・極・柔・護・五・古)。各形筆記試験及び実技試験を行う。審査員資格を取得し、各所属での形普及に尽力されることが期待できる立場の指導者としての養成につなげる。

②研修会

形審査員資格保有者対象の研修会を行う。資格保有者は資格を取得後、必ず 4 年以内に 1 度この研修会に参加し、審査員として知識のブラッシュアップを行う。形の現状を把握し、各所属において形の普及組織作りの中心となって活躍されることが期待できる。なお、審査員試験受験希望者も参加することができる。

オンラインによる研修会も並行して行う。参加希望者を全国から募り、形部会委員による形の指導を行う。

(13) ジュニアのための形練習マニュアル (形部会)

ジュニアの形の競技者を増やすため、講道館形教本を参考に、ジュニア向けの形練習マニュアルを作成する。2023 年度は、2022 年度に引き続き投の形 (真捨身技・横捨身)、固の形 (絞技・関節技)を作成する。新たに柔の形の作成に入りたい。競技者だけでなく、指導者も参考にできるように、分かりやすい内容で作成することを心掛ける。

(14) 視覚障がい者柔道普及・啓発活動一層の促進(視覚障がい者・ろう者柔道連携部会)

『柔道 for ALL』の理念のもと国内外に視覚障害者柔道、ろう者柔道についての発信力を強めるとともに、理解を図り、競技人口の増加につなげる。視覚障がい者、ろう者柔道を理解した指導者を育成し、安全な指導の普及に努める。また、他団体等との情報交換を通して、新たな有力選手発掘を図る。視覚障害者柔道については、眼科医のアドバイスを受けた安全な普及振興策を考案し実施していくとともに、全国盲学校体育連盟を通じた盲学校学内事業との接点強化をはかる。

(15) 2024 パリ・パラリンピックに向けた体制・組織強化支援(視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) 国際大会派遣機会を増やし IBSA の『Road to Paris』に則った世界ランキングで男子 TOP10、女子 TOP6に10名以上の選手が入るように強化していく。特に、2023年6月以降の大会は加算が2倍 になるため、パリパラリンピック出場権獲得に向けて非常に重要である。 各国際大会を通して得た情報を集約し、2024 年パリ大会に向けた課題を明確にして、中期選手強化計画につなぐ。

- (16) 2024 パリ・パラリンピックに向けた選手強化支援(視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) チーム強化を目的として、次の5項目について支援を行う。「情報分析メソッドに係る情報提供による対戦相手分析促進」「医科学分野での人的および経済的支援による早期治癒体制確立」「トレーニングサポート等の情報提供による体力強化環境整備」「強化スタッフ研修による指導力アップ」「強化合宿における講師及び支援選手などの人材派遣」。これらの事業を通じて、昨年度までのチーム弱点を早急に補完ならびに強化しメダル獲得を目指す。
- (17) 大会開催への人的・資金的支援(視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) 本年は、国内大会として「第38回全日本視覚障害者柔道大会(講道館/5月21日)」、国際大会と して「SAJUDOグランプリ東京大会(東京体育館:12月4日5日)」を開催する。両大会に向けて、 大会運営に関わる支援を継続し、大会の成功に導く。SAJUDOグランプリ東京大会は、柔道グラン ドスラム大会とのジョイント大会として開催する予定であり、ポイントがP2倍加算される非常に 重要な大会で、パリパラリンピックの出場権獲得に向けて非常に重要であるとともに、他国選手の 映像データ収集分析の良い機会であり、連携部会としても支援を行っていく。
- (18) ろう者柔道への支援(視覚障がい者・ろう者柔道連携部会) 2025 年に東京で開催される「第 25 回夏期デフリンピック競技大会」に向けた支援を行っていく。一般 社団法人日本ろう者柔道協会からの要望に応えて、体制・組織強化へのアドバイスを行うとともに、 代表選手選考について総合的に支援を行う。また、選手の強化、発掘へのアドバイスや国際大会、 国際合宿等への選手・役員派遣への支援を行う。
- (19) 第4回全日本ID柔道大会の開催(知的障がい者柔道振興部会) ID(知的障がい者)柔道大会を開催することによりID柔道選手が日頃の練習成果を発揮するとともに、大会前日には大会に先立ちクラス分けを行うことによりID柔道の選手層等について把握する。また、同じく大会前日には合同練習会を開催し、選手間の親交を深める。大会を開催するにあたり、大会の広報を広く行いID柔道振興に寄与するとともに企業等を中心に支援要請を行う。本大会はID柔道試合審判特別規程で開催されるため、同規程への理解と協力を求める。大会
- 後には、強化選手の選考を行う。
 (20) I D柔道強化合宿の開催(知的障がい者柔道振興部会)
 2023 年度は、①強化選手全員(約20名)を対象とした合宿、②Virtus 派遣選手(約3名)を対象とした強化合宿の2回を予定している。
 本合宿には、強化選手以外にも知的障がい者柔道振興部会が承認したID選手ならびに一般選手の参加を認めることにより、知的障がい者柔道の振興に寄与する。
- (21) 普及および啓発活動(知的障がい者柔道振興部会) I D柔道試合審判特別規程ならびに安全な指導法を広めるために、I D柔道安全指導研究会を開催する。また、東京以外でも I D柔道合同練習会を年2回 大阪・福岡で開催し I Dの全国的な普及に取り組む。要望のあった特別支援学校や施設に対して、I D柔道を紹介するとともに体験会を年4回 神奈川・千葉・愛知・広島にて開催し、新たな競技人口の増加を試みる。
- (22) ヴィシー2023Virtus グローバルゲームズへの派遣(知的障がい者柔道振興部会) 4年に1度、国際知的障がい者スポーツ連盟(Virtus)主催による競技大会が2023年6月4日から10日にかけてフランス・ヴィシーにおいて開催される。同大会に選手3名(男子2名 女子1

名)、強化スタッフ3名(男子2名 女子1名)を派遣し、メダル獲得を目指すと共に選手に対して国際交流の機会を与え、さらに Virtus グローバルゲームズに派遣することにより日本における I D柔道のプレゼンスを高める。

(23) 多団体連携(知的障がい者柔道振興部会)

知的障がい者柔道について、日本パラスポーツ協会への登録・日本パラリンピック委員会への加盟を行うと共に、日本知的障がい者スポーツ連盟にも加盟をする。日本パラスポーツ協会が求めている強化選手へのメディカルチェック等については適宜対応をしていく。また、Virtus 主催大会に参加するための登録についても、適宜対応を行っていく。

5. 審判委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 2回(5月、2月)
 - ②選考審査部会 オンライン 4回(5月、7月、11月、2月)
 - ③委員長・副委員長会議 対面 4回(4月、9月、12月、2月)
 - ④全国審判長会議 オンライン 1回 (時期未定)

ガバナンスコードに対応した審判員試験や審判講習会 (コンプライアンス講習) について都道府県 柔道連盟 (協会) の審判委員会に理解を深めてもらい、意見交換を行う

(2) Aライセンス審判員試験

都道府県内の優秀な技術を持った審判員の拡充を図るため、全国各地で開催される大会のうち5地 区に試験官を派遣し、試験を実施。講習会及び学科試験はオンラインで行い、実技試験を全日本ジュニア地区予選大会で行う。

(3) 審判員研修会・講習会

Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上のため、基本的な罰則の解説等の映像資料の充実を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し今年度はオンラインで強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。

都道府県へ審判の理解度を深めるため、講師派遣は10地区に派遣を行う。

(4) 国際審判員養成

I J F 審判員試験のうち、コンチネンタル、インターナショナルへの受験者を派遣し、国際審判員層の充実を図る。

IJFからはオリンピックや世界選手権など選手として活躍した若い審判員を要望されていることから、今までは国内で充分な審判経験を積み受験をしていたが、今後は方針を変更する。

(5) 審判員審査

下記大会へ審判委員を派遣し、審判員技量の審査を実施し、国内大会の審判員選考をはじめ、国際大会派遣審判員、Sライセンス審判員等の選考のための審判員技量の審査を行う。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本柔道選手権大会
- ④全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑤国民体育大会柔道競技
- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ⑦地区 S 候補審判員審査大会

(6)審判委員派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを使用することにより、公正な大会が行われるようにする。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本柔道選手権大会
- ④全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑤国民体育大会柔道競技

- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ⑦全日本シニア柔道体重別選手権大会

6. 強化委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 11 回 (オンライン:9回4月、5月、8月、9月、10月、11月、1月、3月/対面:1回 12月)
 - ②強化執行部ミーティング6回(オンライン)
 - ③女性指導者育成WG1回(オンライン)
- (2) 大会視察および会議の開催
 - ①強化委員会で選手選考案を審議するため、強化委員、コーチによる本連盟主催の主要大会視察を 事施する
 - ②会議においては主に各種国際大会や強化選手の選考、大会成績に基づく検証等を行う。
 - ③強化コーチの資質向上および情報共有を目的とした強化コーチ研修会を実施し、普段の業務内容 や関係性など本来の目的を見直すと共に実態把握をする。また、日本オリンピック委員会(JOC) ナショナルチームコーチについてはJOCナショナルコーチアカデミーを受講させ、コーチとし ての資質向上に努める。
 - ④強化選手の所属指導者を集め、強化連携フォーラムを実施し、強化委員会の方針や各種大会、合宿などの情報共有をすることで、連携を密にし、強化体制を強固なものにしていく。
- (3) 国内大会視察、コーチ会議
 - ①全国レベルの国内大会に強化コーチを派遣、視察し、その後の強化委員会で強化選手や大会派遣選 手選考をする際の資料をまとめる。
 - ②強化委員会に提案するコーチ案をまとめるため、コーチ会議を実施する。また、次年度予算や事業計画の素案もコーチ会議で協議する。
- (4) 国際総合競技大会(JOC派遣大会)への派遣
 - ① J O C が派遣する国際総合競技大会 (第 19 回アジア競技大会、国際大学スポーツ連盟 (F I S U) ワールドユニバーシティゲームズ、東アジアユース競技大会)に選手団を推薦し、派遣する。2023年度は延期となっていたアジア競技大会が 9 月に中国で開催され、JOCとしてはメダル獲得のできる選手団を編成することを掲げているが、パリオリンピック前年となり、I J F による各種大会日程の変動により、強化委員会としてはパリオリンピック代表選手選考も見据えながら、最善の選手選考を行っていく。
 - ②7 月には2年延期となったワールドユニバーシティゲームズが中国で開催される。本大会へは、次 代を担う大学生を選考し、推薦する。
 - ③8月に東アジアユース競技大会がモンゴルで開催されることとなり、世界カデ選手権大会直前で全国中学校大会とも重なる日程であるため、世界カデ選手権大会に派遣しない階級や高校生を対象に選手選考、推薦すべく検討する。
- (5) 科学研究事業
 - ①強化委員会、男女監督等からの要請に応じて科学的観点よりサポートを行う。また、競技力向上に 資する研究、情報提供を行う。
 - ②体力測定

強化選手、全中大会出場者、競技者育成事業に参加する小学生の測定を実施し、選手、サポートスタッフ、所属などへフィードバックする。強化選手に対してはサポートスタッフやコーチから結果を基にした指導を行う。小中学生データについては選手発掘、育成のための基礎資料として蓄積す

る。

③映像情報分析活動

日本スポーツ振興センター(JSC)のハイパフォーマンスサポート事業と連携し、各種大会の試合を撮影、その映像で強豪選手の特徴、審判員の傾向などの分析、研究を行い、選手、コーチに情報提供をする。

④研究成果報告書の作成

「柔道科学研究」、「全中体力測定報告書」をオンライン発刊し、科学研究部としての活動報告とするだけでなく、情報を広く世間に提供していく。

⑤柔道競技パフォーマンス向上プロジェクト

柔道の競技力向上を目指す大学柔道選手を対象に、様々な稽古中の心拍数を計時的に追跡し、柔道競技の運動強度を定量化する。また、心拍数の連続モニタリングから得られる情報を基に、メンタルコンディションに応じたパフォーマンス向上に資する心理的介入方法に関する知見を集積していく。さらに、強化現場で経験し、対策構築が求められている「運動誘発性筋痙攣」について、広くスポーツ界の情報を調査集積して監督、コーチへのフィードバックを目指す。

⑥国内ポイントシステム等の情報データベースの改善、管理、運用

国内ポイントシステムを運用し、世界選手権代表やオリンピック代表選考のみならず、各種国際大会等の選考の資料として監督・コーチ等にフィードバックしていく。算出プロセスを自動化して運用精度を高め、各種大会後にはポイント加算等の更新作業を迅速に行う。また、科研 WEB サイトの更新を実施する。

(7)メダルポテンシャル要因の抽出に関する研究

柔道選手の将来予測は少なくとも高校以降でなければ難しいとの指摘があるため、将来性を加味したジュニア選手の発掘や選考を実施していない。この課題を解決するため、オリンピックメダリスト等の国際レベルにあるトップアスリートの「幼少期の運動、スポーツ活動状況」「専門的な競技開始年齢」「指導者との出会いや競技環境」「体力、技術、競技パフォーマンス(記録)の変遷」「ピークパフォーマンス到達年齢およびハイパフォーマンスの維持年齢」「養育者のスポーツ観」などの量的、質的な説明変数を抽出し、選手発掘に資する根拠を蓄積していく。

- (6) 国際大会派遣、国際大会視察(JOC選手強化NF事業)
 - ①5月に開催される世界選手権大会において金メダル6個以上を目標として取り組む。
 - ②5 月世界選手権大会、8 月ワールドマスターズ、9 月アジア競技大会、さらにグランドスラムなどの国際大会へ派遣することで世界の強豪選手の動向や状況把握をしていく。また、ランキング上位に入ることでシード権獲得を目指す。
 - ③ジュニア、カデの世界選手権大会に 2028 年ロサンゼルスオリンピックを見据えた選手を派遣し、 若手の育成を進めるとともに同年代の世界の動向も把握していく。
 - ④主要国際大会に強化スタッフを派遣し、外国人選手をはじめとする各国の情報収集をし、選手、コーチに情報提供していく。
 - ⑤上記内容はコロナ禍により予定通り実施できないことも想定し、代替事業など、状況に応じて柔軟に対応していく。
- (7)海外合宿(JOC選手強化NF事業)
 - ①ジュニア、カデ選手においては大会に伴って行われる合宿に参加し、大会出場で明らかになった課題や反省点を改善させる場とする。

- ②日韓交流事業としてジュニア選手を韓国に派遣し、競技力向上を図ると共に文化交流を実施する。
- ③シニアにおいては欧州で実施される国際合宿に外国人選手と実際に組むことはもちろん、各国強豪選手の動向をリサーチすることも目的として選手団を派遣していく。
- ④上記内容はコロナ禍により予定通り実施できないことも想定し、代替事業など、状況に応じて柔軟に対応していく。
- (8) 国内強化合宿(JOC選手強化NF事業)
 - ①9 月までは世界選手権、アジア大会、ワールドユニバーシティゲームズに向けたシニア合宿を実施 し、選手強化および大会前の調整を行っていく。
 - ②11 月以降はグランドスラム東京、冬季欧州大会に向けたシニア合宿を実施し、選手強化および大会前の調整を行っていく。また、11 月の講道館杯で強化選手が入れ替わった後の合宿では各種講習を実施し、選手に誓約書を提出させるなど、教育的要素を含む合宿も行っていく。
 - ③ジュニア、カデ世代においては 2028 ロサンゼルスオリンピック、2032 ブリスベンオリンピックを 視野に入れた強化方針のもと、ジュニア合宿を実施する。
 - ④長期的に活躍できる選手を育成すべく、競技者育成事業によって全国 10 地区から推薦された小学生を集めた合宿を実施する。ここでは強化だけでなく、各種講習を取り入れた教育を行い、競技力だけでなく人間力も備えた選手の育成を図っていく。
 - ⑤各合宿での食事は栄養管理をしたメニューを提供すべく、事前のメニュー調整を行うとともにシ ニアを中心に管理栄養士が帯同し、体重管理等の指導を行う。
 - ⑥コロナ禍の継続により上記内容が計画通り実施できないことも想定し、各種講習や指導をオンラインで実施するなど、代替事業、方法により、柔軟に対応していく。
- (9) 全国少年競技者育成事業(JSCスポーツ振興くじ助成事業)
 - ①将来有望な選手の発掘および育成を目的とし、一貫指導システムとして強化選手制度につなげる べく、全国 10 地区において小中学生を対象に合宿を実施する。
 - ②少年競技者育成プログラムに基づいた全国 10 地区での合宿を実施し、教育的な内容により、競技力向上だけでなく小学生のうちから人間力や協調性などを身につけさせ、将来的に全柔連強化選手として指名される選手として育成していく。2023 年度の参加人数は選手延 1,541 名 (小学生 841/中学生 352)、指導者 348 名を予定。
 - ③コロナ禍の継続により各地区合宿の実施が困難な場合はオンラインによる講習や指導に切り替え、 事業継続ができるよう検討していく。

7. 国際委員会

(1)会議の開催

全体会議 オンライン 3回(7月、9月、翌2月)

(2) 国際委員会派遣

JUA審判理事をJUA公式大会に審判責任者として派遣する。JUA公式大会には各国の会長や役員も多く参加することから情報収集や意見交換等を行うにも良い機会となっている。また、大迫明伸氏は、スーパーバイザーとしてIJFに指名され、大会の審判に関する判定に関して非常に重要な役割を担っている。また、審判規程などについてIJF理事、審判関係者と意見交換なども行っている。

(3) 国際交流派遣

- ① I J F 理事である山下泰裕会長が、I J F の公式大会や会議に出席する際、側面的に支援を行っていく。 I J F ビゼール会長はじめ他理事と意見交換や情報共有等を行うことで関係性をより強化していく。
- ②アジアで開催される J U A 審判セミナー並びにコンチネンタル審判試験を支援していく。
- ③国際委員会委員長を世界選手権へ派遣し、国際情勢の把握、及び海外チームや在外委員との意見交換等を実施し、国際委員会の事業が国内外の選手に有意義に活用されるよう円滑化に努める。

(4) 受入交流

- ①海外ナショナルチームの日本での練習手配を行い、海外選手・日本選手の強化・交流を図る。
- ②グランドスラム東京大会後には国際合宿を行う。国際合宿では、実柔連や学柔連にも広く参加者を 募り、多くの海外の選手と日本の選手が練習のみならず、交流を行う場とする。
- (5) 国際育成事業

将来オリンピックで審判する審判員の育成を目的とした国際審判員育成事業を行う。

(6) 国際貢献事業

- ①柔道衣、柔道畳が不足している国に対して、要請に応じてリサイクル柔道衣、リサイクル柔道畳の 支援を行う。
- ②くじ助成を活用して、海外選手団の招聘事業を行う。日本から支援を行うことで、支援国との連携を強化するとともにより正しい柔道の普及を行う。

8. 医科学委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 2回(5月、11月)
 - ②委員長・副委員長会議 オンライン1回(4月)
 - ③研究グループ、感染対策担当者会議 オンライン 10回(必要時)
- (2) 柔道医科学研究事業と各種啓発活動
 - ①柔道による重大事故防止のため、委員で分担し研究チームを構築しアンケート調査、実験的研究、 調査解析を遂行する。
 - ②柔道による外傷、疾患、新型コロナウイルス感染症、真菌感染症、アンチ・ドーピングの実態調査 研究を行い、予防と啓発活動を企画する。
 - ・都道府県への安全講習指導(重大事故総合対策委員会との連携)
 - ・絞め落ちの実態調査(高校・大学)を行い、適切な対応法を検討
 - ・転倒予防に関し、やわらちゃん体操の実装研究、小児における転倒・骨折予防体操の啓発活動、 シニア向け転び方WGへの参画
- (3) 柔道医科学研究会の開催

医科学研究成果を発表し討論する場を提供することにより、国内外の教護担当者、医療関係者、柔道指導者や一般人の理解の促進と、柔道医科学の発展と重大事故・外傷予防に寄与することを目的とする。

- (4) 柔道大会の救護充実と感染症予防
 - ①講習会開催による、全国の柔道試合救護と感染症予防方法の均てん化と資質向上を目指し、柔道競技者の安全を担保する。
 - ②各種大会において脊髄損傷を疑うときに、スパインボードなどを適切に使用し、負傷者の安全と素早い搬送に寄与する。
 - ③必要な医薬品を常備保管することで救護能力を推進する。
 - ④主催大会や要望のある大会で感染対策マネージャーとして感染症対策に従事する。
 - ⑤国際大会や主な国内試合で、脳振盪に適切に対応し、選手の安全性を確保する。
- (5) アンチ・ドーピング活動
 - ①日本アンチ・ドーピング規程を周知・浸透させ、クリーンな競技者を育成する。
 - ②日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携して、各種の強化合宿・大会・オンライン講習会等でアンチ・ドーピングに関する啓発活動を行う。
 - ③帯同ドクターと連携し、選手のアンチ・ドーピングに寄与する。
- (6) 強化選手の医学的支援や怪我と感染症の予防
 - ①強化選手の希望や意見を聴取する。
 - ②強化委員会との情報交換を行い、選手の健康管理と外傷や感染症予防の資料を作成する。
 - ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みた海外遠征の是非を助言する。
 - ④強化選手・コーチへの適切なアドバイスをする。
 - ⑤脳振盪ベースライン検査を継続的に実施し、実際に発生した脳震盪疑い事例に対処する。
- (7) 女性アスリートの健康課題に対する教育・啓発活動
 - ①女性競技者が抱える医学的な悩みに着目し啓発を実践する。
 - ②指導者に医学的問題へアプローチできるよう整理する。

③女子柔道振興委員会と連携し柔道の普及にも寄与する。

9. アスリート委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン3回(5月、10月、2月)
 - ②委員長・副委員長会議 オンライン2回(7月、1月)
 - ③WG オンライン(必要に応じて実施)
- (2) 現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA意見・情報等集約事業

現役アスリート、元アスリート、JOC、JADA、他競技選手、アスリート委員会委員等によるディスカッションの場の設置、及びアンケートを実施し、当委員会の所管事項である①アンチ・ドーピングに関する教育・啓発、②現役引退後の選手の生活設計、③社会におけるロールモデルとしての選手の役割、④JOC アスリート委員会との連携、⑤その他、選手に直接関係する事項を意見集約の上、各委員会へ意見の提言、実行につなげると共に、アスリートの情報窓口としての機能を目的とする。意見・情報等の集約に際する外部関係者との会議開催は対面を想定しているが、新型コロナウイルスの感染状況に応じ、オンラインでの開催も検討する。

(3) イベント関連事業:プレゼント企画の実施、グランドスラム東京イベント企画の実施、 各種イベントを実施することで、現役アスリート、元アスリートの活躍機会の創出、ひいては、柔道 競技への新規ファン層の獲得、既存ファン層の拡大を図り、柔道競技の普及・発展につなげることを 目的とする。新型コロナウイルスの感染状況に応じ、各イベントのリモート開催も含め検討する。

10. コンプライアンス委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 2回 (5月、2024年2月)、対面 1回 (12月)
 - ②ビデオ、アンケートWG オンライン4回(4月、6月、8月、10月)
 - ③委員長・副委員長会議 対面1回(2024年1月)
- (2) アンケート調査と分析
 - ①アンケート調査を実施して、これまでコンプライアンス意識の向上に努めてきた諸策の成果、現状 を検証する。
 - ②各都道府県のコンプライアンス委員を活用して、小学生、中学生、高校生各世代を対象とした大会から各々1つを選定し、ハラスメントに関する意識調査を行う。
 - ③その結果を分析するとともに過去の調査結果との相違点を洗い出し、問題点に対するコンプライアンス委員会としての意見を発信する。また併せて、今後の委員会活動の方向性を決定する材料とする。
- (3) コンプライアンス講義の実施及びネット配信用映像作成
 - ①コンプライアンス意識の向上を図り、普及、浸透を目指す。
 - ②コンプライアンス委員会委員が各地で開催される講習会、会議等におもむいて対面による講義を 実施し、指導者・競技者・保護者等の意識向上を図る。
 - ③オンライン講習映像を作成し、より多くの方にコンプライアンスの意味や柔道におけるコンプライアンスとは何かを伝える。
- (4) コンプライアンス調査の実施
 - ①コンプライアンス事案発生時に事実調査を行い、事案を把握する。
 - ②事実認定したものは処分することにより、事案の抑止と再発防止対策の実施。

11. 重大事故総合対策委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン5回(4月、9月、11月、1月、2月)
 - ②部会 オンライン (未定)
 - 全国安全指導員連絡会部会
 - 都道府県柔連安全講習会の実施計画・報告の集約部会
 - ・ 事故防止・安全指導資料等の作成部会
 - ・出前講習部会(医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等と合同)
- (2) 年度初めの事故防止・安全指導の広報活動
 - ①小学生、中学生、高校生に対する事故防止、安全指導の意識を高める。 年度初めの総会等を活用して、大会等に参加しない学校の指導者、指導経験の浅い指導者の事故防止、安全指導の知識や意識を高める。
 - ②コロナ禍がゆるやかに収束に向かう先行き不透明な長期間にわたって、練習不足、体力不足及び心理面が原因による脳しんとう等の事故防止の啓発を推進する。毎年事故の多発する時期や学年(初心者)に特化して事故防止の効果を高める。事故防止の啓発文と事故速報をリアルタイムに発出することで啓発効果を高める。
- (3) 事故防止・安全指導の出前講習会
 - ①都道府県柔連、中体連、高体連等で実施される安全講習会等に、事前の希望調査により、地区の要望する内容によって、医科学、コンプライアンス、指導者養成委員会等から講師を選任して合同で出前講習会を実施する。
 - ②医科学委員会に専門知識に基づく事故防止、安全指導のための講師の選任を要請する。地区の要望によってコンプライアンス委員会や指導者養成委員会にも講師の選任を要請する。各委員会1名で講師を構成する。
 - ・都道府県柔連の出前講習会は年間5回程度とする。
 - ・中体連、高体連の出前講習会は年間各1回合計2回程度とする。
 - ・数年間で全国の都道府県を網羅できるように計画的に実施する。
 - ・当面オンラインでの講習会開催を検討する。
- (4) 第6回全国安全指導員連絡会の開催

毎年定例で全国安全指導員連絡会を開催することで事故防止、安全指導の知識や指導の在り方の アップデートを図り、地域格差を是正する。

都道府県柔連の安全指導員に事故防止、安全指導にかかわる以下の内容を周知する。

- ・事故防止、安全指導の効果的な事例を紹介する。
- ・被害者の会代表の声を直接聞く機会をつくることで重大事故防止の意識を高める。
- ・各都道府県の安全講習会の計画書・報告書の提出状況や実施内容を公表することで、安全講習の 地域格差を是正し、安全指導の質の向上と標準化を促す。
- ・安全指導員の相互の情報交換と全柔連への要望を把握する。
- (5) 都道府県柔連の安全講習会の実施計画・報告の内容分析及び報告書の作成

毎年、都道府県柔連に提出を求めている安全講習会の実施計画・報告の内容を分析して報告書としてまとめ、開催回数や講習内容の実態を把握することで、事故防止、安全指導に対する地域格差を 是正し、全国の事故防止、安全指導の質の向上と標準化を促す。

(6) 事故防止・安全指導の資料集の作成

- ①危険な場面の動画資料をねらい別にシリーズ化する。例えば、少年大会の危険な場面と適切な審判が行われていな場面の映像資料。無理な巻き込み、膝つき背負い投げ、極端な体格差の試合等。
- ②重大事故につながる危険な技や危険な場面を映像化することでビジュアルに実態を把握することで事故防止の意識向上を推進する。特に、少年大会において、少年規程の文言と実際の試合の審判の判定との乖離を映像化することで審判の適正な判定を推進する。
- ③実際の試合の危険な場面と審判の判定の映像資料を作成することで、少年規程や審判の在り方等の改善の検討資料とする。

(7) 安全指導資料・冊子の増刷と配布

「柔道の安全指導」第6版(約5,000部)、「楽しく安全に柔道しようよ」(約2,000部)を増刷、配付することで現場での活用度をさらに高める。

(8) 重大事故調査

調査が必要な事故の場合は、現場に赴き調査を行い、早期に事故原因、対策等を把握して、再発防 止に役立てる。

12. 女子柔道振興委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 3回(6月、9月、1月)、対面 1回(11月)
 - ②委員長・副委員長・主査会議 オンライン 4回(9月、10月、11月、1月)
- (2) 女子柔道意見交換会
 - ①女子柔道に関する活動に取り組んでいる都道府県代表者が参加し、意見交換の場、情報の共有やネットワークづくりの場として活用し、活動の活性化を図る。
 - ②女性リーダーの養成につながるロールモデルを示す機会を作り各地での女性役員登用に向けた契機となることを目指す。
 - ③本事業で集約した活動状況や情報を評議員会、理事会、加盟団体会長会議の場で公表し、女性の声を各都道府県組織の役員に届け、女性役員の登用や女子柔道に関する委員会設置を促し、広く女性の活躍を推進していく。
- (3) 女子柔道キャリアアップセミナー

主に女子学生を対象として資格取得や現役引退後の柔道への関りについての啓発を目的として行い、公認指導者資格、審判員資格の取得を促すと共に、大学卒業後や競技引退後の柔道離れ抑止を目的とする。

(4) COMEBACK 女子柔道プロジェクト

様々な理由で柔道から離れた女子柔道経験者や未経験者を対象としたイベント(柔道関連セミナー、健康づくりのための柔道エクササイズ等)を実施し、女子柔道の活性化、女性登録数の増加(元柔道選手の再登録)、家族、親族、関係者の新規柔道愛好者の開拓につなげることを目的とする。 最大10団体の募集(公募制)とし、採択した事業には助成金を出して支援する。

(5) JJ Voice リレーコラム及びホームページを利用した女子柔道に関する情報発信本連盟ホームページ内の女子柔道に関するページ内に、女子柔道に関する著名人によるリレーコラムを定期掲載や各都道府県の活動状況の情報発信等を本連盟のホームページ上で行うことで、女子柔道に関する普及・振興につなげることを目的とする。

13. 指導者養成委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 6 回、対面 1 回 (4 月、6 月、7 月、10 月、12 月、1 月、3 月)
 - ②カリキュラム部会 オンライン6回(4月、6月、7月、8月、10月、12月、1月)
 - ③委員長・副委員長会議 オンライン7回(4月、6月、7月、10月、12月、1月、3月)
 - ④他組織関係部会 対面2回(7月、11月)
 - ⑤日本武道館共催事業WG 対面2回(4月、8月)
 - ⑥更新講習会用オンデマンド資料作成会議 オンライン2回(6月、10月)

全体会では年度当初の方針、中間の見直しそして年度末のまとめを実施する。全体行事が効果的、効率的そして費用対効果となっているかPDCAサイクルを管理する。小会議については従来までの部会の任務を統合して実施する。各研修・講習会の企画、制度の改革・カリキュラムの検討が主であるが他連盟・組織(日本スポーツ協会(JSPO)、JSC等)との情報共有、連携等を行う。

(2) B指導員養成講習会(実施およびモニタリング)

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、 教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

42 都道府県および4都道府県のモニタリングを予定している。

(3) C指導員養成講習会(実施およびモニタリング)

各都道府県におけるC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、 教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

45 都道府県および4都道府県のモニタリングを予定している。

(4) 全国指導者研修会

都道府県から各2名 (講師担当、事務担当) を集めて研修会を行う。

都道府県の指導員講師を養成および 2024 年度から施行される規程改正、新登録システムの活用方法を実施する。

(5) 公認指導者資格の取得推進のための広報活動

公認指導者資格の取得を推進するために各種イベント(セミナー、大会等)で広報活動を実施する。

(6) JSPO公認スポーツ指導者資格制度との連携

JSPOが開催する資格関連諸会議に代表委員や事務局員を派遣し、連絡調整を行う。グッドコーチ養成のための新しい講習のあり方を学ぶため、コーチディベロッパー受講者以外の委員による研修会視察や、他 JSPO が開催または推奨するグッドコーチ養成に関連する研修会や講習会へ委員を派遣する。コーチディベロッパー受講希望者の受講費を負担する。

(7) 指導者養成カリキュラム改善に関する事業

部会メンバー内タスクフォースによる以下の案件に対する原案作成。

- ・カリキュラムの内容・時間数,学習形態(集合講習時間数の妥当性,オンラインシステム導入の 是非)に関する原案作成。
- ・ I J F との資格検討ミーティング (東京開催を視察)
- ・IJFアカデミーの指導者資格を行っている地域に委員を2名派遣し、調査や責任者とミーティングを行う。
- ・スポーツ指導者資格認定団体(JSPO、IJFアカデミー)との連携内容に関する原案作成

- ・天理大学にて開催されるフランス柔道指導者研修会(4月末~5月初旬)を視察し、グローバル な視点での指導者養成担当者との意見交換および海外指導者との交流を図る。(1名派遣)
- (8) 中央指導者資格審查委員会
 - ①A指導員資格の審査および認定、また都道府県で審査されたBおよびC指導員資格の最終認定を 行うため、会議を年2回開催(11月、3月)予定。
 - ②指導者資格の様々な問題、課題に対応する。指導者資格講習会の最終責任を担う。
- (9) 大学生対象のC指導員養成講習会

現役大学生に対し、卒業時までに最低C指導員資格を取得させるための支援を行う。学生は大会等に追われて指導者資格についての意義、関心そして受講する時間がないのが現状である。将来的に質の高い指導者を育成するためにも大学在学中に最低C指導員資格を取得させ、卒業時にB指導員資格を取得させることを目指す。なお、大学生対象C指導員養成講習会の受講料は無料とする。

- (10) 日本武道館との共催事業
 - ①日本武道館との共催事業として、全国のリーダー的中学校保健体育科教諭とともに、授業における 柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。
 - ②各都道府県の中核となる中学校保健体育科教諭(保健体育科担当教諭)および柔道を専門としない保健体育教諭養成の強化を目的として全国指導者研修会を開催する。
- (11) A指導員養成講習会の開催

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を、全国2か所にて開催する。ハイブリッド型講習会(対面式、オンデマンド式)、対面型講習会を実施する

- (12) スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」
 - ①スポーツ庁委託事業に関する会議
 - ②本連盟講師と授業協力者との協同による中学校授業支援
 - ③教員と授業協力者・外部部活動指導者が共に柔道指導力向上を目指すための支援事業(継続)
 - ④ヨーロッパにおける(オランダ)柔道指導方法の調査分析と資料入手(継続)
 - ⑤2021 年度「安全で楽しい柔道授業ガイド (DVD付)」の各都道府県及び区町村教育委員会(政令指定都市)への無料配布、「活用可能性アンケート」の実施、部分改訂

14. ブランディング戦略推進特別委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン 12 回 (毎月開催)
 - ②委員会の目的を達成するための外部関係者と下記についての意見交換・勉強会
 - ・柔道の価値の調査・研究・情報発信
 - ・他団体との連携促進
 - ・柔道の魅力発信のための施策実施
 - ・柔道をハブとしたステークホルダーとの連携促進
- (2) ライブ配信
 - ①大会映像のライブ配信

柔道ファンや潜在ファンに対し、競技の魅力を発信する。

②大会会場内における無料解説音声サービス 競技経験者以外でも楽しく観戦できるよう、主要主催大会の会場内において無料で聴取できる専 門家による解説音声配信サービスを提供する。

- (3) デジタルコンテンツ制作・発信
 - ①大会映像の編集ならびに動画コンテンツの制作 金メダリスト候補が数多く出場する国内大会の魅力を柔道ファンに伝える。各映像は将来に亘り 活用出来るよう管理する。
 - ②柔道普及に関する動画コンテンツの制作 各種講習会、合宿、イベント等の撮影を行い、競技面だけではない柔道の魅力を幅広い層に発信する。
- (4) 連盟事業の発信

連盟の各種普及事業や指針の趣旨、内容を加盟団体や全国の関係者と共有できるよう、情報を整理 し、コンテンツを制作したうえで発信するとともに、オンライン会議ツールを活用し、関係者との 意見交換会を開催する。

15. 全国少年柔道協議会(少柔協)中央委員会

- (1)会議の開催
 - ①全体会議 オンライン2回
 - ②小学生への適切な指導法の提言WG 対面2回
 - ③未経験者(幼年児)への働きかけWG オンライン3回
 - ④白石基金 運営・選考委員会 オンライン1回
- (2)「白石基金」表彰

故白石禮介氏寄贈 1,000 万円を原資として、日頃、少年少女の柔道普及・振興に寄与している道場 やスポーツ少年団を表彰し、振興を図る(平成 28 年度より開始)。

2023 年度は16団体の表彰を予定。

- (3) 小学生への適切な指導法の提言
 - ①小学生大会(都道府県)の実態調査
 - ②小学生への指導指針作り、啓発事業

小学生の大会や練習の実態を精査し、課題を焦点化して、小学生段階でのあるべき適切な指導の在り方を明らかにする。適切な指導指針に基づく啓発活動を展開する。

- (4) 未経験者(幼年児)への働きかけ
 - ①「転び方教室」指導マニュアル、参考資料の作成
 - ②都道府県単位での事業実施支援
 - ③安全な転び方について(オンライン事業)
 - ・幼児、小学生を中心とする未経験者への「転び方教室」等の啓発事業を企画、実施して柔道の楽 しさと有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。
 - ・女性指導者の活躍の場を確保し、女性指導者の増加を目指す。
 - ・本事業の都道府県単位での展開を推進する。
 - ・安全な転び方についてのオンライン事業を実施し、安全な転び方に関する指導法を研究する。
- (5) 小学校(授業) への働きかけ
 - ①「柔道体験学習」指導マニュアル、参考資料の作成
 - ②都道府県単位での事業実施支援

小学校での総合的な学習の時間の「日本の伝統文化」探究活動、体育の「体つくり運動」の授業を活用して①受身体験、②自他尊重精神、力の有効活用の重要性の学習を企画、実施して柔道の有用性を伝え、柔道理解、振興を図る。同事業の都道府県単位での展開を推進する。

16. 事務局普及促進事業

(1) オンライン柔道教室

参加を希望する全国の柔道場とオンラインで結び、主に小学生を対象としたオンライン柔道教室を実施する。メダリストの日本代表クラスの選手(元選手)による実技指導・練習方法の紹介、遊びを取り入れたウォーミングアップ、柔道に関する講話など様々なコンテンツを提供し、競技力向上だけでなく「柔道の楽しさ」や「柔道の教育的な価値や知識」についても知ってもらうことを目的とする。

(2) 道場わっしょい

道場間の交流促進し、少年柔道の普及・発展に寄与する。

- (3) 寝技練成会
 - ①これまで柔道経験のない人や、初心者に柔道に取り組んで貰おうという間口の拡大を行う。
 - ②柔道経験のある人にできるだけ長く柔道を続けて貰う、柔道から離れてしまった人に戻ってきて 貰おうという奥行の拡張を行う。
- (4) メダリスト中学校武道(柔道)授業支援事業

東京都内近郊 25 校、地方 15 校の計 40 校において、9 月~翌年 3 月に各 1 回授業を実施する。柔道を専門科目としている指導者のいない公立中学校の保健体育科武道 (柔道) 授業にメダリストを派遣し、メダリストによる指導方法を担当教員に習得してもらうことで、その後の授業の質的向上を支援する。また、その教員の授業を受けた生徒の意欲関心を高め、柔道を安全かつ身近なスポーツだと感じてもらえることを目的とする。また、普段触れ合うことのできないメダリストの実技指導を経験することで柔道の知識や技能を向上させ、柔道への理解を深めることにより、柔道の普及発展に努める。

(5) もう一度柔道プログラム 柔道から離れた中年層をターゲットに、もう一度柔道を行う機会をつくる。

(6) 7割柔道

もう一度柔道プログラムにより、競技に復帰した人が、健康増進のために楽しく柔道を行える場を つくる。

(7) 柔道学童保育実施のための検討会

2024 年 4 月の「柔道学童保育」実施に向けて、月に 1 回会議を開催し、内容について具体化する。

- (8) 子どもの転び方WG
 - ①会議を開催し、(全体会議6回)少柔協中央委員会、教育普及マインド委員会(教育普及部会)より 委員を選出する。
 - ②未就学児を対象とした転び方指導法の確立を行う。
 - ③全国各地の多様な活動や知見の分析を行う
 - ④標準的な転び方指導マニュアルの作成を行う
- (9)「転び方教室」の普及
 - ①WEB形式の全国シンポジウムを開催し、転び方教室の普及振興を図る。
 - ②標準的な転び方指導マニュアルに基づく「転び方教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地(3か所)で実施する。
 - ③標準的な転び方指導マニュアルの周知を図り、各県の「転び方教室」実施を支援する。
- (10) 小学校転び方教室

- ①会議の開催(全体会議3回)
- ②授業での転び方指導計画の作成を行い、小学校体育授業での転び方指導法を確立する。
- (11)「転び方教室」の普及
 - ①WEB形式のシンポジウムを全国で開催し、小学校体育授業での転び方指導の普及を図る。
 - ②標準的な転び方指導計画に基づく指導例ビデオを作成して、指導者育成と普及を図る。
 - ③標準的な転び方指導計画に基づく「転び方教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地 (3か所)で実施する。
- (12) シニア健康指導WG
 - ①会議を開催し(全体会議6回)し、教育普及マインド委員会、医科学委員会、有識者から委員を選出する。
 - ②高齢者を対象とした健康の維持増進を図る指導法の確立を行う。
 - ③全国各地の活動団体が独自に実施している高齢者への転び方指導や健康指導の実態調査に基づき、 多様な指導法を精査する。
 - ④欧米における先進的な高齢者への健康指導や医科学分野の専門的な知見を基に、標準的な高齢者への健康指導法を確立する。
- (13)「高齢者健康教室」の普及
 - ①WEB形式のシンポジウムを全国で開催し、「高齢者健康教室」の普及振興を図る。
 - ②確立した標準的な指導マニュアルに基づく「高齢者健康教室」を実施するための指導者育成講習会を全国各地(3か所)で実施する。
 - ③標準的な高齢者健康指導マニュアルの周知を図り、各県の「高齢者健康教室」実施を支援する。
- (14) 中学校部活動地域移行対策WG
 - ①会議を開催し、(全体会議6回)中学校部活動地域移行対策について検討する。
 - ②全国中学校大会の円滑な実施に向けた課題検討
 - ③2023 年度より開始される地域クラブの大会参加に伴う課題を精査し、円滑な大会実施に向けた方策を(公財)日本中学校体育連盟と連携し、検討していく。
- (15) 地域クラブ活動の整備
 - ①部活動の地域移行に関して、既存の地域クラブの実態調査を行い、課題を明らかにする。
 - ②スポーツ庁の総合型地域クラブ構想に基づき、既存の地域クラブの効果的な中学生受け入れ体制 の在り方や具体的な支援策を検討する。
- (16) 中学校部活動顧問への効果的な支援
 - ①会議を開催し、(全体会議6回)中学校部活動顧問への効果的な支援ついて検討する。
 - ②柔道部顧問教員への実態調査を行い、課題を精査するとともに将来的なクラブ経営参画の見通しを明らかにする。
 - ③柔道部活動顧問教員参画するクラブ経営の在り方や具体的な支援策を検討する。
- (17) 授業指導法ビデオの作成
 - ①会議を開催し、(全体会議6回)授業指導法ビデオについての検討を行う。
 - ②柔道を専門としない教員向けの柔道授業指導法を確立する。
 - ③授業指導法ビデオの作成、普及を行う

以上